

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「外国人に」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者に」に、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」に改める。

（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ハ中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」の写しを「の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し（国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。）及び在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限る。）とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。」に改める。

第二十五条の三第三項第三号中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」を削る。

（栄養士法施行規則の一部改正）

第三条 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第二号において同じ。）」に改め、同条第四項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

（医療法施行規則の一部改正）
第四十二条 医療法施行規則（昭和二十二年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書（写し）」を削る。
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部改正）
第五条 次に掲げる省令の規定中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を削る。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第四条の四第二項第二号

二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二第二項第二号、第一条の二の二の十六第二項第二号、第一条の三第二号、第三条第一号、第十二条第二号、第十九条の四第二号、第十九条の二十四の二第二項第二号、第十九条の二十四の二の十六第二項第二号、第十九条の二十四の十七第二項第二号、第十九条の二十四の三第二項第二号、第二十一条第二号、第二十五条の四第二項第二号及び第五十二条第二項第二号

三 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条の二第二項第二号及び第四十四条第二号
（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）
第六条 引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）」を「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（昭和二十七年法律第七十九号）」に改める。
（水道法施行規則の一部改正）
第七条 水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し」を削る。
第十五条の二第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を削る。

第十八条第二項第二号及び第三十四条第二項第一号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。
第五十六条の二第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を削る。

（調理師法施行規則の一部改正）
第八条 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。
（老齢福祉年金支給規則の一部改正）
第九条 老齢福祉年金支給規則（昭和二十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又は外国人登録証明書」を削る。
（薬事法施行規則の一部改正）
第十条 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十九条の七第二項第二号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三第一項の登録原簿の写し又は同項に規定する登録原簿記載事項証明書（写し）」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、又は住民票記載事項証明書（同法第七十一条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り）」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）
第十一条 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「国籍」を「国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域」に改め、同項第四号中「第十九条第二項」を「第十九条第二項前段」に改め、同条第二項中「第二条の二第三項」を「第二条の二第三項前段」に改める。
第十一条第一項中「いずれかの」を「各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者（以下この条において「中長期在留者」という。） 同法第十九条の三に規定する在留カード（次項第一号において「在留カード」という。）
二 中長期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書（出入国管理及び難民認定法第二十条第四項に規定する在留資格証明書をいう。次項第二号において同じ。）

第十一条第二項中「出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書」を次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。
一 中長期在留者 在留カード
二 中長期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書

模式第三号（表面）中「国籍」の次に「・姓」を加え、同様式（裏面）注意7を次のように改める。
7 被印の記載は前記については、在留カードを所持する者については①～④の欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～④の欄は旅券又は在留資格証明書、⑤の欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。
ただし、在留カードを所持しない者については①～④の欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

（製薬衛生師法施行規則の一部改正）
第十二条 製薬衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。に改める。

第五条第二項中「若しくは」を「又は」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

(柔道整復師法施行規則の一部改正)

第二十条 柔道整復師法施行規則(平成二年厚生省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第「二項第二号」に掲げる事項の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を加え、以下を「第六条第二項において」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、

第六条第二項において同じ。」に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。))及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。に改める。

第五条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

(救急救命士法施行規則の一部改正)

第二十一条 救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第「二項第一号」中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(第三十条の四十五に規定する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(同項において「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第二十二條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第「三号」中「又は外国人登録証明書の写し」を「の写し(日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し(在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限る。))に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正)

第二十三條 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項 第三十五條の三第一項及び第六十七條第一項中「届書に、外国人にあつては、外国人登録証明書の写しを添えて」を「届書を」に改める。

(理容師法施行規則の一部改正)

第二十四條 理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を加え、以下を「第三条第二項において」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書の写し」を「第三条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し、

第三条第二項において同じ。」に改める。

第二条第二項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第五号に掲げる事項を記載したものに限る。))又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九條第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))に改める。

(美容師法施行規則の一部改正)

第二十五條 美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、以下を「第三条第二項において」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書の写し」を「第三条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し、

第三条第二項において同じ。」に改める。

第三条第二項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七号第五号に掲げる事項を記載したものに限る。」又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

第二十六条(言語障害者に対する措置)

第二十六条(言語障害者に対する措置)を削る。

第二十七条(入国管理に関する特例法)を削る。

第二十八条(日本国籍を有しない者)を削る。

第二十九条(外国人登録原票の写し)を削る。

第三十条(出入国管理に関する特例法)を削る。

第三十一条(出入国管理に関する特例法)を削る。

第三十二条(出入国管理に関する特例法)を削る。

第三十三条(出入国管理に関する特例法)を削る。

第三十四条(出入国管理に関する特例法)を削る。

第三十五条(出入国管理に関する特例法)を削る。

3 第一項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる中長期在留者に対する新雇規則第十一

4 入管法等改正法附則第七号の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受け

5 この省令の施行の際現に提出されている第十一号の規定による改正前の雇用対策法施行規則(次

6 新雇規則第十号第三項の外国人雇用状況届出書は、当分の間、なお旧雇規則の相当様式によるこ

7 第二項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は、入管法等改正法附則第十五条第二

8 後日交付中長期在留者に対する新雇規則第七十一条の規定の適用については、同項中「又

9 この省令の施行の際現に提出されている第十四号の規定による改正前の雇用保険法施行規則(以

10 旧雇規則第三十五号による雇用保険被保険者資格喪失届及雇用保険被保険者氏名変更届、旧雇保

11 取得届光ディスク等提出用総括票並びに新雇規則様式第二十六号による雇用保険被保険者資格喪失

5 新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第四百四十六条第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。